

# 諮問事項について

発加福第 95 号  
令和 8 年 2 月 13 日

加賀市健康福祉審議会 長 様

加賀市長 山田 利 明



加賀市健康福祉審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

1. 加賀市児童発達支援体制に関する事項



発加福第 95 号  
令和 8 年 2 月 13 日

加賀市健康福祉審議会長 様

加賀市長 山田 利



加賀市健康福祉審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

1. 加賀市児童発達支援体制に関する事項